

2022年6月23日

各 位

会社名 インспек株式会社
代表者名 代表取締役社長兼 菅原 雅史
代表執行役員
(コード番号：6656 東証スタンダード)
問合せ先 取締役兼執行役員 佐藤 真
管理統括部長
TEL 0187-54-1888 (代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年7月22日開催予定の第34期定時株主総会において下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第14条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第14条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類(当該連結計算書類に係る会計監査報告又は監査報告を含む)に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>新 設</p>	<p>第1条～第14条(現行どおり)</p> <p>削除</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="316 430 734 465">第16条 ～第51条 （条文省略）</p> <p data-bbox="496 535 571 571">新 設</p> <p data-bbox="496 896 571 931">新 設</p>	<p data-bbox="932 430 1362 465">第16条 ～第51条（現行どおり）</p> <p data-bbox="1123 535 1187 571">附則</p> <p data-bbox="871 589 1382 624"><u>（電子提供措置等に関する経過措置）</u></p> <p data-bbox="855 640 1458 931"><u>第1条 変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="922 949 1458 1240"><u>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="922 1258 1458 1447"><u>3 本条は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年7月22日（予定）
定款変更の効力発生日	2022年7月22日（予定）

以上